

令和3年6月10日
在デンマーク日本国大使館

さらなる社会再開に関する政党間合意
6月14日からマスク等着用義務廃止など
(新型コロナウイルス関連情報)

【ポイント】

- 6月10日、さらなる社会再開に関する政党間合意が行われ、以下が順次適用されます。
- 6月11日から
飲食店は午前0時まで営業可能。
- 6月14日から
マスク等着用義務廃止（公共交通機関を立って利用する場合を除く）。
- 7月1日から
屋内の集会禁止上限人数は250人に引き上げ。PCR検査のコロナパス有効期間が96時間まで有効。
- 7月15日から
飲食店は午前2時まで営業可能。
- 9月1日から
ディスコ、ナイトクラブなどナイトライフの再開。
ナイトライフや大型イベント、デンマーク内外への渡航に関するものを除き、全ての規制が廃止。 等

1 さらなる社会再開に関する政党間合意

6月10日、ホイニケ保健大臣等が記者会見を行い、「6月11日からの規制の段階的廃止に関する政党間合意」について発表しました。生活に関わる概要は以下のとおりです。

(法務省プレスリリース)

<https://www.justitsministeriet.dk/pressemeddelelse/aftale-om-udfasning-af-restriktioner-fra-11-juni-2021/>

(1) 主な合意内容

- 政府は、COVID-19 対策のために導入されたすべての規制を段階的に廃止する計画に合意した。
- すべての規制が今後数か月にわたって段階的に廃止され、本年9月1日には、ナイトライフ、2,000人以上の着席の観客を伴う屋外イベント及び立

席の客を伴う屋内イベント、デンマーク内外への渡航に関するものを除き、すべての規制が廃止される。

●マスクまたはバイザー着用義務は、本年6月14日、公共交通機関等において立っている乗客を除き、すべての領域で廃止される。マスクまたはバイザー着用義務は、本年9月1日には完全に廃止される。

●また、飲食店の営業時間は6月11日から午前0時まで、7月15日から午前2時までに延長される。

(2) 具体的な規制緩和の内容

(集会禁止人数の引上げ)

●7月1日から、屋内の集会禁止上限人数は250人に引き上げられる。

(マスク等の着用義務廃止)

●6月14日から、マスクまたはバイザー着用義務は、公共交通機関等において座っていない場合を除き、すべての領域で廃止される。マスクまたはバイザー着用義務は、9月1日には完全に廃止される。

●コロナパスの引き続きの使用は、マスクまたはバイザー着用義務を段階的に廃止するための前提条件である。コロナパスは、社会活動一般やスーパースプレッダーによる感染リスクを減らすものである。コロナパスの段階的廃止は6月14日に開始する。

(飲食店の営業時間等の緩和)

●飲食店等の営業時間は6月11日から午前0時までに延長される。同時に、酒類の販売は一般的に(すなわち小売業でも)午前0時まで延長される。

7月15日から、営業時間はさらに午前2時までに延長され、同様に酒類の販売禁止もそれに即して緩和される。

●飲食店等において、基本的に着席する場合は、7月1日から面積要件及び距離の推奨を廃止する。

●ディスコ、ナイトクラブなどのナイトライフは、コロナパス提示要件つきで、他の規制なしで、9月1日から再開する。10月1日には、コロナパスの要件が廃止される。

(規制の段階的廃止)

●その他の規制およびガイドラインは、6月14日から段階的に廃止され、統合および簡素化される。規制の段階的廃止以降の保健当局の勧告は、検査や症状がある場合の隔離、換気や衛生などに焦点を当てた、感染予防に関する一般的な推奨事項に限定される見込み。

(教育関係)

●規制の段階的廃止により、デイケア、小学校、課外活動、寄宿学校、青年・

成人教育、高等教育などは、6月14日から通常に戻る可能性がある。小中学校では9月1日まで毎週2回検査を受けることが引き続き強く推奨される。コロナパスと同様、これは、以前に感染したことがある人、1回目のワクチン接種を行った人には適用されない。同じ推奨が、寄宿学校、フリースクール、国民高等学校にもあてはまる。

(職場関係)

●職場での物理的な出勤に際して、検査を要請することやコロナパス(提示の要請)に従うことについて合意された。

医療機関や高齢者養護施設等の職員は、第2回ワクチン接種の完了から14日が経過するまで、週2回検査を受けることが推奨される。

(大型イベント)

●着席の観客を伴う屋外の大型イベントについては、8月1日に距離の要件とセクション分けの要件が廃止される。観客が2000人未満のイベントでは8月1日までコロナパスの要件が継続する。2000人以上のイベントでは10月1日までコロナパスの要件が継続する

(コロナパス有効期間の延長)

●PCR検査の陰性結果のコロナパスとしての有効期間は7月1日から変更され、96時間有効となる(現在は72時間)。

(3) 閣僚コメント

(ヘケロップ法務大臣)

●デンマークは好ましい状況にあり、夏を楽観的に迎えらる理由がある。デンマーク人のワクチン接種は順調に進んでいる一方で、感染の発生は安定したレベルにある。

●そのため、私は、議会の幅広い過半数が、ナイトライフと特定のイベントとデンマーク内外への渡航に関するものを除いて、すべての規制を9月に撤廃するという計画に合意したことを嬉しく思う。これからはマスクの使用を減らし、飲食店の営業時間を延長し、集会の上限人数を引き上げる。

(ホイニケ保健大臣)

●感染は縮小傾向にあり、250万人が少なくとも1回目の予防接種を受けており、よい気候は我々に有利に作用している。そのため、我々は今般、重要な再開について関係政党と合意し、9月1日には一部のコロナパスが適用される一部の規制を除き、すべての規制が廃止される。来週からはマスクの使用を大幅に減らし、明日からは飲食店の営業時間を延長する。

●ただし、同時に、感染症の流行を制御し続けるために、引き続き感染を監視し、地域での流行を抑制することが重要である。ここでは、コロナパスは重要

なツールであり、したがって、コロナパスの廃止は夏を通じて段階的に行われる。

2 感染者数

6月10日（木）14時発表のデンマークの1日あたりの新規感染者数等の詳細は以下のとおりです。引き続き感染防止に十分ご注意ください。（出典：デンマーク国立血清学研究所、フェロー諸島自治政府、グリーンランド自治政府の最新発表）<https://covid19.ssi.dk/overvagningsdata>

感染者数合計 289,501名

●デンマーク

感染者数 288,704名（前日比+475名）（死亡者 2,522名、入院者 120名、治癒者数 275,524名）

●フェロー諸島

感染者数 754名（前日比+2）（死亡者 1名、入院者 0人、治癒者数 714名）

●グリーンランド

感染者数 43名（前日比+0）（死亡者 0名、治癒者数 40名）

<日本帰国・入国者への検査証明確認の厳格化（4月19日から実施）>

日本人の帰国者を含む全ての日本への入国者に対しては、すでに事前の出国前検査証明を求められているところですが、4月19日より検疫における検査証明の確認が一層厳格化されています。出国時の搭乗手続や本邦入国時の検疫において、検査証明の有効性をめぐり、搭乗拒否や乗継地での足止め、また入国後の停留期間の延長など様々な混乱が生じています。

下記リンク先にて、厚生労働省が定める検査方法及び検査証明書記載内容などをご確認の上、原則として厚生労働省所定のフォーマットを使用願います。

（厚生労働省の検査証明書フォーマット）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

（検査証明への記入サービスを行う当地医療機関等・当館 HP）

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#nihon_3

※同医療機関は一例です。検査・記入サービスの利用料金等は病院ごとに異なります。

（「検査証明書の確認について（本邦渡航予定者 Q&A）」・当館 HP）

<https://www.dk.emb-japan.go.jp/files/100178984.pdf>

<日本政府の水際対策に関する新たな措置（3月2日決定）>

デンマークから日本に帰国する際は、出国前72時間以内の検査証明が求められるとともに、帰国後は検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなります。その上で、陰性と判定された方については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間を、自宅等で待機していただくこととなりますので、ご留意ください。

（新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置） https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C038.html（水際対策に係る新たな措置・各種検疫・出国前検査証明フォーマットなど）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

また、日本入国時に必要なアプリのインストール方法を、厚生労働省が案内しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

<デンマークの入国制限>

○デンマークの現在の入国制限に関しては、デンマーク・コロナポータルサイト及び当館HP等でご確認ください。

（デンマーク・コロナポータルサイト：デンマーク語）

<https://coronasmitte.dk/>

（同：英語）

<https://en.coronasmitte.dk>

（在デンマーク日本国大使館HP）

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#denmarku_2

○現在、日本外務省はデンマークに対して感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を発出しています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_164.html#ad-image-0

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1

<当館からのお願い>

●現在、当館では感染症予防対策の一環として、領事待合室に1度に入室できる方の数を1組ごとに制限しております。係員が順番にご案内いたしますの

で、それまでロビーでお待ちいただく場合があります。

また、来館時にサーマルカメラにて、非接触型の検温を行っております。体温が著しく高いと認められた方には入館をご遠慮いただく場合がありますので、ご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、当館が入居するビル管理会社より、共用スペースでマスク着用及び2メートルの社会的距離を確保するようにと依頼がありました。ビル出入口にマスク着用の案内が掲示されておりますのでご協力ください。

●在留届を提出されている方で、日本に帰国（一時帰国を除く）された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班 ryoji.han@ch.mofa.go.jp までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

●在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電 話：3311-3344（閉館時はまず緊急電話対応業者につながります）

メールアドレス：ryoji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号やe-mailアドレスの変更等）、または帰国・転出等があればお知らせください。